

災害復旧に係る文化財補助金の補助率について

平成10年11月20日
文化庁長官裁定
平成19年4月1日
平成22年5月1日
平成27年4月1日
令和2年4月1日
令和7年4月1日
改正

重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）、登録有形文化財建造物修理事業費国庫補助要項（平成9年7月11日文化庁長官裁定）、歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費（平成27年4月1日文化庁長官決定）国庫補助要項、文化的景観保護推進事業国庫補助要項（平成17年4月1日文化庁長官決定）、重要伝統的建造物群保存地区保存事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）、重要有形民俗文化財修理・防災事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）、重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項（令和元年12月13日文化庁長官裁定）、民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助要項（平成11年4月1日文化庁長官裁定）において、別に定めるものとしている災害復旧事業として行われる場合の補助率は、下記のとおりとする。

記

災害復旧事業として行われる場合の補助率は、標記要項に基づき算出した補助率に20%を加算した率とする。

ただし、補助対象経費の85%を上限とする。